

住宅の新築・改修に係る国・市町村補助事業と県建築指導課所管補助事業の併用関係一覧表

【凡例】○:併用可、×:併用不可、-:対象外

				県建築指導課所管補助事業					
主事 体業	目的	事業名	補助対象 事業別	木造住宅等 耐震化支援事業 (既存の耐震改修・建替)	空き家対策総合支援事業 (空き家の改修・建替)	多世代同居・近居 推進事業 (新築・中古取得、改修)	ふくしまの未来を育む 森と住まいのポイント事業 (木材利用の新築)	省エネルギー 住宅改修補助事業 (既存の断熱改修等)	来てふくしま 住宅取得支援事業 (新築・中古の取得)
国 事 業	省 工 ネ 関 係	・戸建住宅ZEH化等支援事業 ・子育てエコホーム支援事業	新築	○ ※1	○ ※2	○	○ ※2	-	○ ※2
		・戸建住宅ZEH化等支援事業（再掲） ・子育てエコホーム支援事業（再掲） ・既存住宅の断熱リフォーム支援事業 ・住宅エコリフォーム推進事業(※4) ・先進的窓リノベ事業 ・長期優良住宅化リフォーム推進事業	改修	○ ※1	○ ※2	○	-	○ ※2、4	○ ※2
(国 費 活 用 事 業 含 む)	移 住 ・ 定 住	・移住定住促進事業(住まいの確保対策) (被災12市町村を対象とした空き家の改修補助)	賃貸改修	-	○ ※2	-	-	-	-
			取得改修	○ ※1	○ ※2	○ ※2	-	○ ※2	○ ※2
	そ の 他	・その他事業		○ ※3	○ ※3	○ ※3	○ ※3	○ ※3	○ ※3
備考				※1 工事請負契約が別であること(国の社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)を含むため) ※2 対象経費が重複していないこと ※3 市町村事業の要綱等による ※4 工事請負契約が別、かつ工期が別であること					